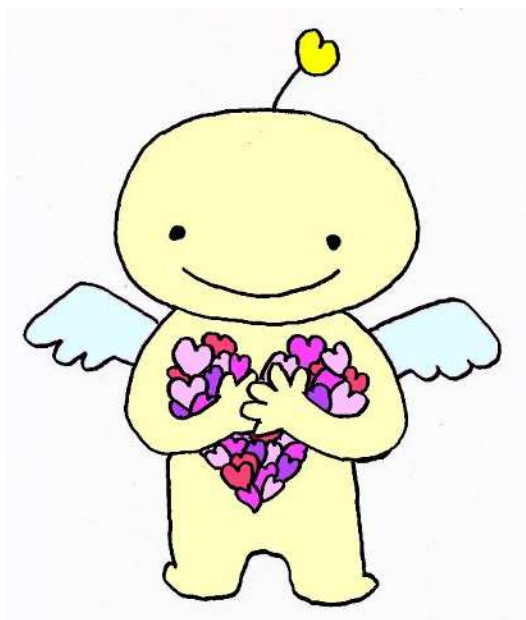


岐阜市人権教育推進計画



岐阜市人権啓発シンボルマーク

あったかハートちゃん

令和 7（2025）年度

岐阜市・岐阜市教育委員会

岐阜市民憲章

わたくしたち岐阜市民は 金華山と長良川のも
つ美しい自然にはぐくまれてきた伝統をうけつぎ
市民相互のつながりを強め 自由と平和を尊ぶま
ちをきずくため

- 1 自然をいかし 人間を尊重する
住みよいまちをきずきます
- 1 青少年には夢 老人には安らぎのある
心のかよったまちをきずきます
- 1 働くことに喜びをもち 健全に余暇を楽しむ
活気のあるまちをきずきます
- 1 きまりを守り 相手の気持ちを大切にし
助けあいのあるまちをきずきます
- 1 広く交わり 教養を高め 個性を伸ばし
豊かなまちをきずきます

昭和 48(1973)年 3 月 27 日

生涯学習都市 宣言

私たちは
金華山と長良川に象徴される豊かな自然を守り
楽市楽座の持つ自由で創造的な気風を高め
人権を尊重し、互いに支え合うあたたかい地域社会と
活力に満ちた住みよいまちを
主体的な活動によって実現します

そのために私たちは、子どもから大人まで
自ら学び・楽しみ・貢献することで生きがいをもつ
生涯学習の生き方を進めます

ここに自らの意思を明らかにするため
「生涯学習都市」を宣言します

平成8(1996)年 4 月 1 日

岐 阜 市

岐阜市人権教育推進目標

すべての人間は、一人ひとりがかけがえのない存在であり、その人権は、等しく尊重されなければならない。しかし、今日なお、社会の中には、人の「生まれ・生い立ち」などにかかわる偏見や差別が根強くあり、基本的人権が完全に保障されているとは言えない。このような状況を克服するために人権尊重の教育の積極的な推進を図ることは、「生涯教育」の重要な課題である。

本市における人権教育の推進目標は、みんなの幸せのため、人権尊重の精神に徹して、日常生活に見られる偏見や差別について正しく認識し、人権問題の解決に向けて主体的に行動しようとする人間を育てることである。

以上の見地から、人と人との心のふれあいを大切にしよう住みよい地域づくりをめざし、国際化時代に生きるにふさわしい人権感覚の普及・高揚をはかるために、学校教育と社会教育の有機的な連携のもとに、関係機関・団体等の協力を得て、“心にひびき 心をひらく”人権教育の計画的・効果的な推進に努める。

岐阜市教育委員会

平成 22(2010)年度改訂

人権教育推進目標の内容

- 1 人と人とのふれあいのある、人権(※1)を尊重するまちづくりを推進する。
- 2 偏見や差別についての「認識力」・自己をみつめ自ら学ぼうとする「自己啓発力」・人権問題解決に向けた「行動力」を育成することを通して人権感覚(※2)の普及・高揚に努める。
- 3 学校教育と社会教育の連携、関係機関・団体との協力を重視する。
- 4 人と人がよりよく生き合う力(※3)を育むことができるよう、“心にひびき 心をひらく”教育を、計画的・効果的に推進する。

そのために、教育・啓発の推進に当たっては、全体として下記のことに留意する。

- ・質問や疑問点、本音を素直に出し合って学習できるようにする。
- ・人権課題(※4)一つひとつの歴史・現状・課題などについて納得できるようにする。
- ・心情がゆり動かされる学習、研修になるようにする。
- ・人権課題にかかわって自己をみつめる力を付けることができるようにする。
- ・人権課題を「自分の生き方にかかわる問題」として受けとめ、自分にできることを実行しようとする意欲、よりよく生き合おうとする態度をもつことができるようにする。

なお、本推進計画は、『第3次岐阜市人権教育・啓発行動計画(改定版)』の重要な一環を形成するものであり、行動計画における庁内の連携を重視することは言うまでもない。

※1) 人権

人間が人間らしく幸せに生きていくための一人ひとりが生まれながらにもっている権利のこと。人権は、私たち一人ひとりの生命や自由・平等を保障し、日常生活を支えており、国籍・性別・出身などにかかわらず誰もがもっている権利である。

英語では、ヒューマンライツ(HUMAN RIGHTS)と複数形で表現される。

〈(財)人権教育啓発推進センター発行「人権について考える」から要約〉

※2) 人権感覚

そのときどきの具体的な人権侵害の問題に際して、『こんなことは人間として許すことができない』と怒りをもち、問題解決のために自分にできることは何かを考え、すぐにでも行動化しようとする敏感な感性のことである。しかも、それは日常生活のあらゆる場面で、ごく自然ににじみ出てくるべきものである。また、人権教育・啓発の目標は「人権感覚が身に付くよう」にすることであり、「認識力・自己啓発力・行動力」を育成することを通して、人権感覚を身に付けることができる。

〈岐阜県教育委員会資料から〉

※3) 生き合う力

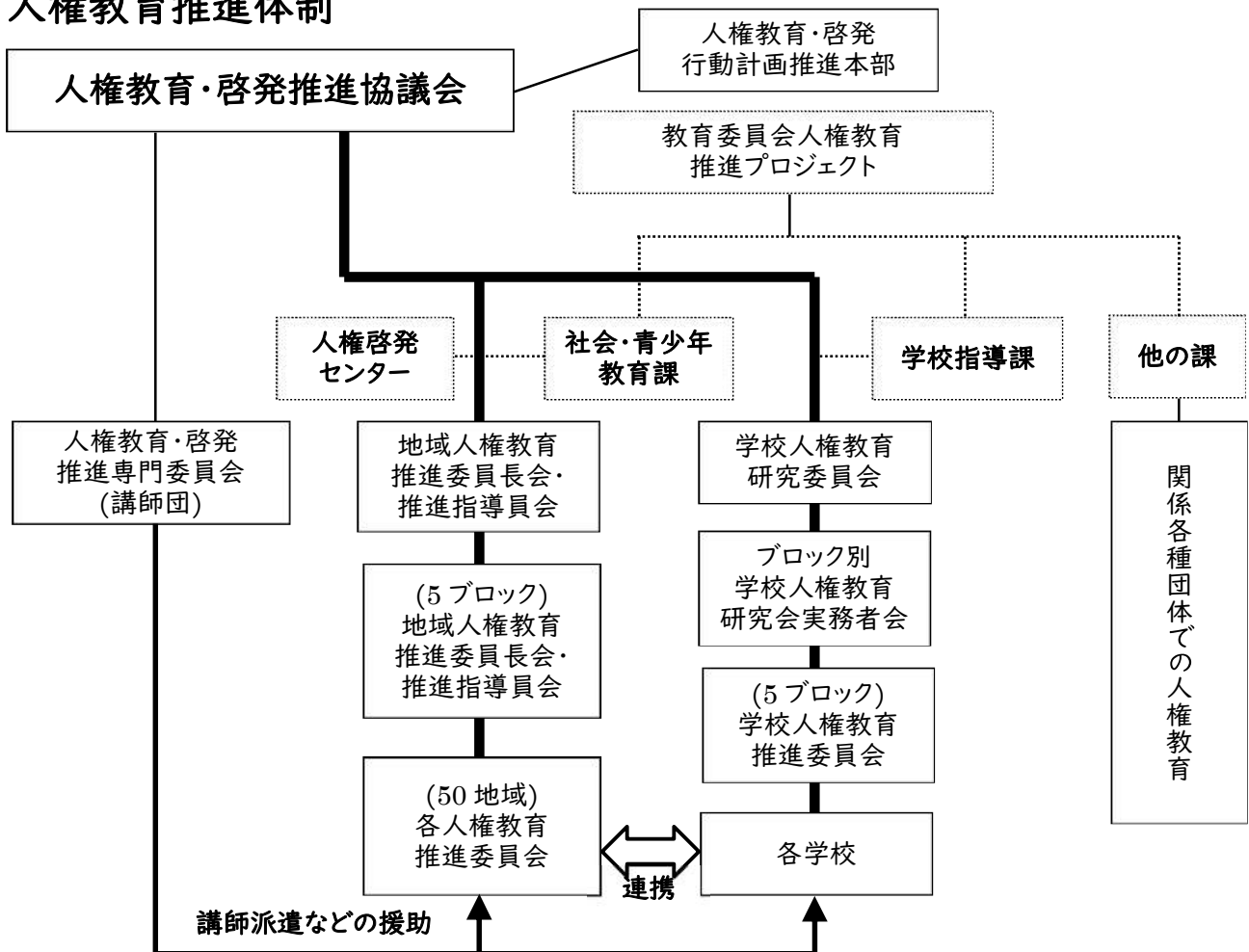
「相手とまっすぐに向き合う」「呼べば応える(呼応)」関係を通して、人はよりよく生活することができる。互いに相手を尊重しよりよく生き合うことにより、人は「生きる力」をもらっている。

※4) 人権課題

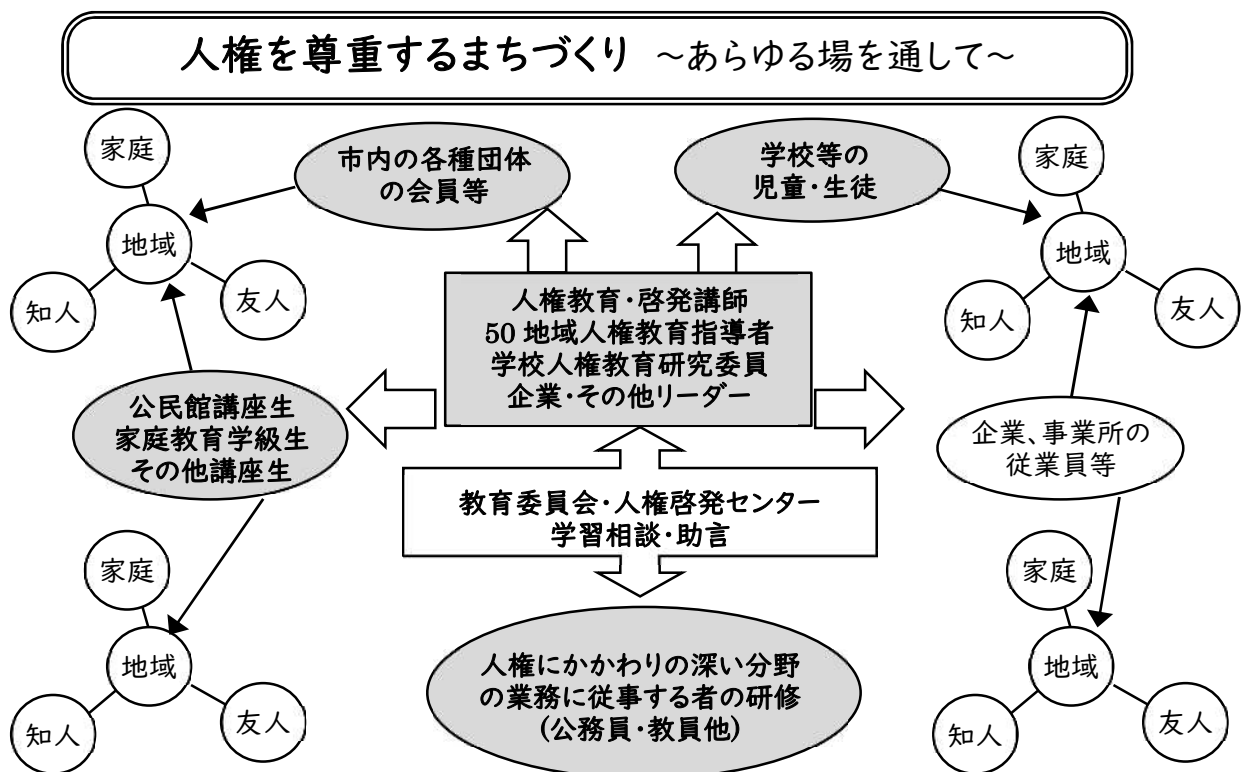
「第3次岐阜市人権教育・啓発行動計画」において、学校・家庭・地域・職場などあらゆる場で解決していくべき重要な人権課題として、次のものをあげている。

- | | | | |
|-----------------|--------------------------|-----------------------|--------------|
| ⑤ 女性の人権 | ② 子どもの人権 | ③ 高齢者の人権 | ④ 障がいのある人の人権 |
| ⑤ 部落差別(同和問題) | ⑥ 外国人の人権 | ⑦ HIV感染者・ハンセン病回復者等の人権 | |
| ⑧ 刑を終えて出所した人の人権 | ⑨ 犯罪被害者等の人権 | ⑩ インターネットを悪用した人権侵害 | |
| ⑪ 性的少数者の人権 | ⑫ さまざまな人権問題(ホームレス・拉致問題等) | | |

人権教育推進体制



人権教育・啓発推進概念図



学校における人権教育

1 推進の重点

- (1) 教職員研修の充実
- (2) 学校における実践計画の立案と推進
- (3) 実践研究の推進体制の確立
- (4) 自他を大切にする教育の推進
- (5) 人権教育推進のための連携

2 推進の具体策

- (1) 教職員研修の充実
 - ア 一人ひとりの教職員が人権問題に対する正しい認識を深め、指導者としての資質向上に努める。
 - イ 校内研修会を通して、人権教育の実践力を高めるための相互研修に努める。
 - ウ 校外における各種の人権教育研修会へ積極的に参加し、実践研究の交流等を通じて人権感覚を高め、人権教育の充実に努める。
- (2) 学校における実践計画の立案と推進
 - ア 学校教育計画における人権教育の位置付けを明確にし、実践計画を立案する。
 - イ 人権問題についての正しい認識につながる指導を行い、その見届けをする。
 - ウ 全領域を通して、確かな人権感覚が身に付く指導の在り方を求め、意図的・計画的に、授業を中心とした研究実践を進める。
 - エ 「岐阜市子どもの権利に関する条例」(岐阜市子どもの権利～みんなの約束～)の普及に努める。
 - オ 児童・生徒の実態や発達段階に応じて指導計画を見直し、指導内容の重点化を図る。
 - カ 地域との連携、「ひびきあい活動」における実践の充実に努める。
- (3) 実践研究の推進体制の確立
 - ア 学校人権教育研究委員会を中核に、全市的立場でその推進を図る。
 - イ ブロックの学校人権教育推進委員会を中心として、ブロック毎に学校人権教育を推進し、その内容の充実に努める。
 - ウ ブロックの学校人権教育研究会では、各校の実践を交流し合い、研究のより一層の充実に努める。
 - エ 各学校における人権教育推進組織及び人権教育担当者が、その機能を十分に発揮し、自校の実践研究を深める。
- (4) 自他を大切にする教育の推進
 - ア 学校教育の中で取り上げて指導している人権課題について、講師の話から深く学ぶ機会を提供する。
 - イ 教育条件を整備し、人間関係づくりを図る。
 - ウ 教育相談や進路指導の充実に努め、社会的自立を支援する。
- (5) 人権教育推進のための連携
 - ア 社会教育、関係諸機関、地域諸団体との連携を密にし、人権教育の推進を図る。
 - イ 保護者や地域の人々との連携を保ち、PTA活動の諸事業の中で人権研修に努める。

地域における人権教育

1 推進の重点

- (1) 市民主体・市民との協働による人権教育推進体制の確立
- (2) 講演会・学習講座・研修会等の学習機会の充実と、人権教育指導者の育成
- (3) ライブラリー、講師団、教育・啓発用資料の整備、市民主体の人権研修の充実
- (4) 市が実施する人権教育・啓発の充実
- (5) 地域内外の研修及び交流の推進
- (6) 「えせ同和行為の根絶」、「公正採用選考」、「ハラスメント(パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント等)の防止」の教育・啓発の推進
- (7) 社会教育と学校教育の連携及び関係機関や各種団体との連携

2 推進の具体策

- (1) 市民主体・市民との協働による人権教育推進体制の確立
 - ア 生涯学習都市宣言の趣旨を生かし、人権感覚を普及・高揚させるための学習を地域ごとに主体的・継続的に推進する。
 - イ 人権感覚を普及・高揚するために、各地域推進組織を母体としてブロックごとに自主的・創造的な取組を進める。
 - ウ 人権尊重推進強調月間(11月11日～12月10日)に、人権感覚を高めるための行事及び幅広い学習活動を展開する。
 - エ 市民人権ボランティア団体「心の輪の会」等、市民との協働による教育・啓発を進める。
 - オ 企業への出前講座や資料提供などにより、企業の主体的研修を促す。
 - カ 家庭教育学級・公民館講座・青少年会館講座・小集会等において、人権研修会を実施する。
- (2) 講演会・学習講座・研修会等の学習機会の充実と、人権教育指導者の育成
 - ア 地域人権教育推進指導員及び推進委員の研修会を積極的に開催する。
 - イ 「人権学習講座」を通して指導者の育成に努める。
 - ウ 市職員の研修を積極的に援助する。
- (3) ライブラリー、講師団、教育・啓発用資料の整備、市民主体の人権研修の充実
 - ア 「あったかハートコーナー」などにおいて、効果的な学習会がもてるよう研修・講座等の企画者に適切な指導・援助を行うとともに、人権啓発 DVD・書籍・資料を整備し、郵送も含めて貸し出しを行う。
 - イ 人権学習資料や教育・啓発の実践紹介資料を作成し、効果的な活用を図る。
 - ウ 人権教育・啓発推進専門委員(講師団)と連携し、研修内容の充実を図る。
 - エ 人権課題について基本的に理解しているべき重点内容の普及に努める。
 - オ 「岐阜市子どもの権利に関する条例」(岐阜市子どもの権利～みんなの約束～)の普及に努める。

(4) 市が実施する人権教育・啓発の充実

ア マスメディアやインターネットを活用し、あらゆる場において教育・啓発を推進する。

イ 市主催の講演会・講座・研修会の在り方を創意工夫するなど、教育・啓発に努める。

ウ 児童・生徒から人権に関する作品（ポスター・作文・詩と標語を3年サイクルで）を募集し、人権について考える契機とするとともに、作品を教育・啓発に活用する。

エ 児童・生徒・学生・一般を対象とした「夏休み子ども人権パネル展」、「人権パネル展」を実施し、より広範囲に人権意識の高揚を図る。

(5) 地域内外の研修及び交流の推進

ア 地域内外において、講座・講演会を実施する。

イ 人権問題に対する正しい理解を深めるための学習会を開催する。

ウ 地域施設の活用に努め、隣接地域との交流を深める。

(6) 「えせ同和行為の根絶」、「公正採用選考」、「ハラスメント(パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント等)の防止」の教育・啓発の推進

ア 「えせ同和行為ゼロのまち」をめざし、公民館・企業等の事業所や行政職員に対する教育・啓発に努める。

イ 「公正採用選考を当たり前に行えるまち」をめざし、企業等の事業所や行政職員に対する教育・啓発に努める。

ウ 「ハラスメントのない風通しの良い地域・企業の環境」をめざし、公民館・企業等の事業所や行政職員に対する教育・啓発に努める。

(7) 社会教育と学校教育の連携及び関係機関や各種団体との連携

ア 「第3次岐阜市人権教育・啓発行動計画(改定版)」を中軸とし、教育委員会と他部局との有機的な連携を図る。

イ 学校人権教育研究委員会との連携を密にして、取組を効果的に進める。

ウ 岐阜地方法務局、岐阜県、岐阜人権擁護委員協議会など関係諸機関・諸団体との連携・協力を図る。

学校における人権教育推進計画

(1) 教職員研修の充実

ア 一人ひとりの教職員が人権問題に対する正しい認識を深め、指導者としての資質向上に努める。

推 進 事 業	期 間	内 容
人権教育推進者研修会 (人権教育主任対象)	6 月	◇岐阜市の学校人権教育推進についての理解を深める。
人権教育幹部研修会 (校長・教頭対象)	6 月	◇個別の人権課題についての理解を深める。
夏季人権教育研修会	8 月	◇全教員を対象として、講師招請等による研修を位置付け、個別の人権課題についての理解を深める。

イ 校内研修会を通して、人権教育の実践力を高めるための相互研修に努める。

校内人権教育研修会	通 年	◇講師招請等による研修や、管理職または人権教育主任等による研修を行い、個別の人権課題についての理解を深める。 ◇「岐阜市子どもの権利に関する条例」(岐阜市子どもの権利～みんなの約束～)の研修を位置付ける。 ◇いじめや偏見・差別の解消、一人ひとりの自己有用感を高める学級経営を、事例研修等を通して学び合う。
-----------	-----	--

ウ 校外における各種の人権教育研修会へ積極的に参加し、実践研究の交流等を通じて人権感覚を高め、人権教育の充実に努める。

ブロック別学校人権教育研究会	11～ 12 月	◇各ブロックの推進校・協力校による授業公開を通して、よりよい指導の在り方を学び合う。
自己研鑽	通 年	◇教職員自身があらゆる人権問題についての歴史、現状、課題等を正しく認識し、人権感覚を磨くための研修に努める。

(2) 学校における実践計画の立案と推進

ア 学校教育計画における人権教育の位置付けを明確にし、実践計画を立案する。

推進事業	期間	内容
基本構想、指導計画の立案と推進	4月 通年	◇各学校において人権教育基本構想と全体計画、年間指導計画を立案する。 ◇人権教育基本構想に基づき、各教科・特別の教科道徳・特別活動・総合的な学習の時間等の特質を生かして、全教育活動における人権教育の年間計画を立て、意図的・計画的に実践を進める。

イ 人権問題についての正しい認識につながる指導を行い、その見届けをする。

各教科での授業実践	通年	◇各教科の教科書に記述されている人権問題に関連する内容について、より効果的な指導の在り方を求め、人権問題についての正しい認識をもった児童・生徒を育てる研究実践を行う。
-----------	----	---

ウ 全領域を通して、確かな人権感覚が身に付く指導の在り方を求め、意図的・計画的に、授業を中心とした研究実践を進める。

全教育活動での授業実践	通年	◇日常生活における児童・生徒のもつ偏見・差別の実態を把握し、差別意識を解消し、人権尊重の精神を培う指導の在り方を求め、研究実践を行う。
-------------	----	---

エ 「岐阜市子どもの権利に関する条例」(岐阜市子どもの権利～みんなの約束～)の普及に努める。

パンフレットの配信 (子ども未来部作成)	11月	◇中学生には「条例子ども版」を、小学生には「簡易版リーフレット」をタブレット端末に配信する。
-------------------------	-----	--

オ 児童・生徒の実態や発達段階に応じて指導計画を見直し、指導内容の重点化を図る。

指導の評価と見直し	通年	◇各実践指導の成果を評価し、児童・生徒の実態や発達段階に応じて実践計画の見直しを行い、日常生活につなげる指導に努める。
-----------	----	---

カ 地域との連携、「ひびきあい活動」における実践の充実を図る

推進事業	期間	内容
地域活動への参加	通 年	◇「地域の子どもたちを地域で育てる」視点に立ち、共に子どもたちを育てる取組を推進する。
ひびきあい活動	12 月 人権週間 12/4～10 を中心に	◇人権教育における行動力の育成を主たる目的とした「ひびきあい活動」を位置付け、交流活動、授業公開を各学校の実態や地域の実情に応じて行う。（校区にある福祉施設訪問、小中合同の体験活動等）

(3) 実践研究の推進体制の確立

ア 学校人権教育研究委員会を中核に、全市的立場でその推進を図る。

学校人権教育研究委員会	5 月	◇岐阜市学校人権教育研究委員会は、各学校の人権教育の推進状況を掌握し、学校人権教育の中核となって全市的立場でその推進を図る。
	2 月	◇実践について反省し、推進の方向や内容について検討する。
ブロック別学校人権教育研究会実務者会	4 月	◇各ブロックの人権教育の推進方針や内容を交流し合い、効果的な推進の在り方を検討する。
	8 月	◇各校の研究構想や実践の交流をする。
	2 月	◇実践の反省と課題等について交流し合う。

イ ブロックの学校人権教育推進委員会を中心として、ブロック別に学校人権教育を推進し、その内容の充実に努める。

ブロック別学校人権教育推進委員会	年 4 回	◇各ブロックに、学校人権教育推進委員会を組織し、委員相互の研修に努めるとともに、推進委員は各学校の人権教育推進の中核的役割を果たす。 ◇各ブロックに、人権教育推進校・協力校を定める。推進校・協力校は、意図的・計画的な実践研究を通して人権教育の充実を図り、その成果をブロック内に紹介する。
------------------	-------	--

ウ ブロックの学校人権教育研究会では、各校の実践を交流し合い、研究のより一層の充実を図る。

ブロック別学校人権教育研究会	11～ 12 月	◇推進校・協力校は授業を公開し、授業を中心とした研究会を行う。
----------------	-------------	---------------------------------

- エ 各学校における人権教育推進組織及び人権教育担当者が、その機能を十分に発揮し、自校の実践研究を深める。

推 進 事 業	期 間	内 容
校内人権教育推進委員会	通 年	◇各学校において、人権教育担当者を中心に校内人権教育推進委員会を設置し、年間指導計画に基づいて実践にあたる。

(4) 自他を大切にする教育の推進

- ア 学校教育の中で取り上げて指導している人権課題について、講師の話から深く学ぶ機会を提供する。

ハートフル人権ライブ	通 年	◇市内公立小・中・特別支援学校に講師を派遣し、人権に関する学習の場を提供する。
------------	-----	---

- イ 教育条件を整備し、人間関係づくりを図る。

地域ぐるみの人権教育の推進	通 年	◇一人ひとりが所属感を感じる学級経営、学ぶ喜びを感じる授業づくりを目指す。 ◇部落差別（同和問題）についての正しい理解を図り、偏見・差別の解消に努める。 ◇地域との連携を図り、生まれ育った地域に対する誇りをもつ指導を推進する。
---------------	-----	--

- ウ 教育相談や進路指導の充実を図り、社会的自立を支援する。

学習会	通 年	◇対象生徒への教育相談や進路相談、学力向上を目的とした学習会を実施し、将来の夢の実現に向けた取組を支援する。 ◇地域生徒会や中学生会など、生徒の自治的な活動を支援する。
-----	-----	--

(5) 人権教育推進のための連携

ア 社会教育、関係諸機関、地域諸団体との連携を密にし、人権教育の推進を図る。

推 進 事 業	期 間	内 容
地域人権教育推進委員会との連携	通 年	◇地域人権教育推進委員長・推進指導員等との連携を保ち、人権教育を推進する。(ブロック別学校人権教育研究会への招請) ◇地域ごとの人権問題研修会や地域人権教育研究会に積極的に参加する。

イ 保護者や地域の人々との連携を保ち、PTA活動の諸事業の中で人権研修に努める。

家庭教育学級における人権研修会	通 年	◇PTA家庭教育学級における人権研修を充実させるため、必要な指導・助言を行う。
学習資料の配布	通 年	◇リーフレット「教科書に出ている人権問題」を活用し、PTAへのはたらきかけを行う。 ◇県及び市の人権学習資料の効果的な利用を図る。

地域における人権教育推進計画

(1) 市民主体・市民との協働による人権教育推進体制の確立

ア 生涯学習都市宣言の趣旨を生かし、人権感覚を普及・高揚させるための学習を地域ごとに主体的・継続的に推進する。

推進事業	期間	内容
地域人権教育推進委託事業	通 年	◇公民館を拠点として組織された 50 地域の人権教育推進委員会に事業を委託して、人権感覚を普及・高揚する取組を主体的・継続的に推進できるようにする。
地域人権教育推進指導員(岐阜市が委嘱)の活動	通 年	◇指導員は、各地域における人権教育を推進するために、関係機関・団体の理解と協力を得て、小集会等あらゆる機会を通して、趣旨の普及・徹底に努める。

イ 人権感覚を普及・高揚するために、各地域推進組織を母体としてブロックごとに自主的・創造的な取組を進める。

ブロック別地域人権学習推進事業(「心のふれあいと人権尊重のつどい」)	通 年	◇50 地域を 5 つのブロックに分けて、ブロックごとに地域における人権学習の推進に努める。人権尊重をテーマとして「心のふれあいと人権尊重のつどい」を、各ブロックにおいて担当地域を指定して創造的に企画・開催し、地域における人権尊重のまちづくりを推進する。
------------------------------------	-----	---

ウ 人権尊重推進強調月間(11 月 11 日～12 月 10 日)を中心に、人権感覚を高めるための行事及び幅広い学習活動を展開する。

「人権の広場」、「心の輪講座(心の輪の会と共催)」、「人権パネル展」の開催	11～ 12 月	◇人権尊重推進強調月間中に、市が 3 つの行事を開催して、そこに、50 地域から積極的に参加できるようにし、人権を尊重する市民の心の輪を広げ深める場とする。
「人権啓発フェスティバル in ぎふ」の共催	12 月 上旬	◇「人権啓発フェスティバル in ぎふ」を岐阜県人権啓発活動ネットワーク協議会(岐阜地方法務局・岐阜県人権擁護委員連合会・岐阜県・岐阜市)で実施する。

人権尊重推進活動	11～ 12月	◇文化祭等地域行事で学習資料を配布し、市民の人権感覚の普及・高揚に努める。
----------	------------	---------------------------------------

エ 市民人権ボランティア団体「心の輪の会」等、市民との協働による教育・啓発を進める。

推進事業	期間	内 容
「心の輪講座」の共催	11～ 12月	◇人権尊重推進強調月間中に共催し、準備・実施を協働で行う。
各種人権に関する行事への協力依頼	通 年	◇資料の作成、啓発放送への出演、教育・啓発活動への協力を依頼し、協働で実施する。

オ 企業への出前講座や資料提供などにより、企業の主体的研修を促す。

出前講座	通 年	◇市内ライオンズクラブやロータリークラブなど、市内企業やその責任者への啓発を推進し、今後の継続的な実施を促す。
資料提供	年数回	◇学習資料「企業と人権」や公正採用選考チラシなどの資料、市推進事業の案内等を郵送する。
行事での交流・協働	通 年	◇働く世代への啓発として、互いに主催する行事に参加し合い、交流を通して理解を深める。

カ 家庭教育学級・公民館講座・青少年会館講座・小集会等において、人権研修会を実施する。

家庭教育学級	通 年	◇幼稚園・小学校・中学校・特別支援学校の家庭教育学級において、年 1 回以上、人権研修会を位置付ける。
公民館講座	通 年	◇50 地域公民館において、年 1 回以上、人権研修会を位置付ける。
青少年会館講座	通 年	◇青少年会館において、人権研修会を積極的に実施する。
PTA・青少年育成市民会議・子ども会育成会・スポーツ少年団等	通 年	◇指導者研修会等の折に、人権に関する研修会の開催を依頼する。

短大生・大学生等	通 年	◇短大生・大学生等の若い世代への啓発として、文化祭をはじめ、ゼミや学校行事の場を通して理解を深める。
----------	-----	--

(2) 講演会・学習講座・研修会等の学習機会の充実と、人権教育指導者の育成

ア 地域人権教育推進委員長及び指導員の研修会を積極的に開催する。

地域人権教育推進委員長・推進指導員会	通 年	◇推進委員長及び推進指導員の研修会を開催し、推進リーダーとしての資質の向上に資する。
地域人権教育推進指導員研修会	通 年	◇各地域における推進指導員の研修会を通じて指導者の資質の向上に資する。

イ 「人権学習講座」を通して指導者の育成に努める。

人権学習講座	6 ～ 7 月	◇指導者の資質向上に資することを目的に、連続講座を3回・2会場(延べ6回)で開催する。
--------	------------	---

ウ 市職員の研修を積極的に援助する。

推 進 事 業	期 間	内 容
出前講座の実施	通 年	◇年 1 回以上を必須として人権に関する研修が位置付けられており、各課研修担当者の要請に応じ実施する。
研修資料等の提供	通 年	◇各課研修担当者の要請に応じ、人権啓発 DVD や啓発用リーフレットを提供する。

(3) ライブラリー、講師団、教育・啓発用資料の整備、市民主体の人権研修の充実

ア 「あったかハートコーナー」などにおいて、効果的な学習会がもてるよう研修・講座等の企画者に適切な指導・援助を行うとともに、人権啓発 DVD・書籍・資料を整備し、郵送も含めて貸し出しを行う。

「人権学習企画ガイド」の配布	年度初め	◇研修企画に資するための冊子を必要に応じて配布する。
人権啓発 DVD の紹介、視聴覚機器の貸し出し	通 年	◇DVD 目録の配布、DVD (240 本以上) 及び機器の貸し出しを実施する。なお、DVD は郵送も可。

研修相談の実施	通 年	◇「あったかハートコーナー」において研修の企画の相談に応じる。電話による相談も可。
---------	-----	---

イ 人権学習資料や教育・啓発の実践紹介資料を作成し、効果的な活用を図る。

学習資料等の作成・配布	通 年	◇「人権学習リーフレット」、「差別のないまちづくり」、「人権尊重の地域づくり推進のために」、「教科書に出ている人権問題」、「人権尊重の『心の輪』づくりをめざして（人権学習企画ガイダンス・講師団プロフィール）」、「人権啓発・学習 DVD 利用の手引き」などを作成、必要に応じて配布する。
-------------	-----	--

ウ 人権教育・啓発推進専門委員（講師団）と連携し、研修内容の充実を図る。

人権教育・啓発専門委員（講師団）の紹介	通 年	◇「人権尊重の『心の輪』づくりをめざして（人権学習企画ガイダンス・講師団プロフィール）」を必要に応じて配布するとともに、研修講師として積極的に紹介する。
人権教育・啓発推進専門委員会の開催	通 年	◇人権に関する市民意識調査の研究、人権作品の選定、学習資料の選定、教育・啓発の在り方についての協議などを行う。

エ 人権課題について基本的に理解しているべき重点内容の普及に努める。

推 進 事 業	期 間	内 容
市作成重点内容資料の活用推進	通 年	◇人権課題一つひとつについて、市民の誰もが基本的に理解しているべき重点内容を、プレゼン化及び DVD 化した資料や文書資料を、研修会で活用する。また、地域の研修会での活用を促す。
	通 年	◇人権課題一つひとつについて、市民の誰もが基本的に理解しているべき重点内容をパネル化した資料を、公共施設や企業等に貸し出したり大型商業施設等で展示したりする。

オ 「岐阜市子どもの権利に関する条例」(岐阜市子どもの権利～みんなの約束～)の普及に努める。

条例子ども版の配布	通 年	◇条例子ども版・簡易版リーフレットを、必要に応じて、各種研修会、公民館等で配布する。
条例啓発資料の活用推進	通 年	◇条例子ども版・簡易版リーフレット及び啓発用プレゼンテーションの活用を促す。

(4) 市が実施する人権教育・啓発の充実

ア マスメディアやインターネットを活用し、あらゆる場において教育・啓発を推進する。

ラジオ放送の定期的実施	通 年	◇年間 6 回程度、FMわっち(周波数 78.5 メガヘルツ)で啓発放送を実施する。
インターネットを活用して啓発、研修案内、ライブラリー紹介を実施	通 年	◇人権啓発センターのホームページを適宜更新し、情報を提供する。

イ 市主催の講演会・講座・研修会の在り方を創意工夫するなど、教育・啓発に努める。

講演会・講座・研修会の在り方の工夫	通 年	◇講師の情報収集、選定、研修形態の多様化など研究を進める。
	通 年	◇講演会・講座・研修会の参加者に対して簡易なアンケートを実施し、市民のニーズを把握することにより魅力ある学びの会を目指す。

ウ 児童・生徒から人権に関する作品(ポスター・作文・詩と標語を 3 年サイクルで)を募集し、人権について考える契機とするとともに、作品を教育・啓発に活用する。

推 進 事 業	期 間	内 容
人権作品募集	6 ～ 9 月	◇作品の募集に当たっては、過年度の作品(未発表)のものでもよいこととする。作成の簡単な手引きを添付するなど、配慮した募集を行う。 ◇人権教育・啓発推進専門委員会において優秀作品を選定し、公表することにより教育・啓発に活用する。

エ 児童・生徒・学生・一般を対象とした「夏休み子ども人権パネル展」や「人権パネル展」を実施し、より広範囲に人権意識の高揚を図る。

「夏休み子ども人権パネル展」の実施	7 ~ 8 月	◇子どもの人権に関わるパネルを作成し、展示する。 ◇子どもの人権に関わる啓発 DVD を上映する。 ◇人権に関わる諸団体と協力した展示、啓発活動を行う。
「人権パネル展」の実施	11~ 12 月	◇人権宣言や個別の人権課題、バリアフリーなどの内容にかかわるパネルを作成し、展示する。 ◇上記「ウ」で募集した作品の展示、人権に関わる諸団体と協力した展示を行う。 ◇人権啓発 DVD の視聴ブースや人権に関わる絵本コーナー等を設置する。

(5) 地域内外の研修及び交流の推進

- ア 地域内外において、講座・講演会を実施する。
- イ 人権問題に対する正しい理解を深めるための学習会を開催する。
- ウ 地域施設の活用に努め、隣接地域との交流を深める。

講座・小集会・地域行事を通じた地域内外の研修・交流の促進	通 年	◇隣接地域とのふれあいを深めるために、各種団体の活動を促進するとともに、地域人権教育推進委員会の協力のもとに、人権学習活動をきめ細かく積極的に推進する。 ◇会館・教育集会所を拠点とした各種団体活動・クラブ活動及び文化祭を通し、地域内外の交流を深める。 ◇会館において、定期講座や研修会等を開催する。 ◇教育集会所において、定期講座や市民講座等を開催する。
------------------------------	-----	--

(6) 「えせ同和行為の根絶」、「公正採用選考」、「ハラスメント(パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント等)の防止」の教育・啓発の推進

- ア 「えせ同和行為ゼロのまち」を目指し、公民館・企業等の事業所や行政職員に対する教育・啓発に努める。

推 進 事 業	期 間	内 容
えせ同和行為根絶に向けた啓発	通 年 通 年	◇公民館・企業等の事業所に、えせ同和行為根絶に向けた出前講座の利用を呼びかける。 ◇庁内の職員研修を充実させる。

- イ 「公正採用選考が当たり前に行われるまち」をめざし、企業等の事業所や行政職員に対する教育・啓発に努める。

「公正採用選考」に向けた啓発	通 年	◇企業等の事業所に、公正採用選考に向けた出前講座の利用を呼びかける。
	通 年	◇庁内の職員研修を充実させる。

- ウ 「ハラスメントのない風通しの良い地域・企業の環境」をめざし、公民館・企業等の事業所や行政職員に対する教育・啓発に努める。

「ハラスメント防止」に向けた啓発	通 年	◇公民館・企業等の事業所に、ハラスメント防止に向けた出前講座の利用を呼びかける。
	通 年	◇庁内の職員研修を充実させる。

(7) 社会教育と学校教育の連携及び関係機関や各種団体との連携

- ア 「第3次岐阜市人権教育・啓発行動計画」(改定版)を中軸とし、教育委員会と他部局との有機的な連携を図る。

関係課の進捗状況の把握・調整	通 年	◇「第3次岐阜市人権教育・啓発行動計画」(改定版)に基づき、年間事業計画及び事業実施報告を依頼し、とりまとめる。
----------------	-----	--

- イ 学校人権教育研究委員会との連携を密にして、取組を効果的に進める。

ブロック別学校人権教育研究会への参加	通 年	◇地域人権教育指導者や関係者が学校人権教育研究会に参加できるよう案内し、参加を促す。
地域人権教育研修会への学校関係者や児童・生徒の参加	通 年	◇学校関係者や児童・生徒の参加を得て、研修会が実施できるよう研修会のもち方を工夫したり、案内したりする。

- ウ 岐阜地方法務局、岐阜県、岐阜人権擁護委員協議会など関係諸機関・諸団体との連携・協力を図る。

人権擁護関係諸機関、諸団体との連携・協力	通 年	◇相互の連絡・情報交流・市民への紹介に努めるとともに、必要に応じて援助する。 ・人権擁護委員の日(6月) ・夏休み子ども人権パネル展(7~8月) ・ぎふ信長まつり(11月) ・人権の広場(11~12月) ・人権パネル展(11~12月) ・人権啓発フェスティバルinぎふ(12月)
----------------------	-----	---

岐阜市人権教育推進計画

令和 7 (2025)年 4 月

岐阜市市民協働生活部人権啓発センター

岐阜市教育委員会社会・青少年教育課

岐阜市教育委員会学校指導課

〒500-8701 岐阜市司町 40 番地 1

電話 058-265-4141